

災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定書

宇部市（以下「甲」という。）と宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時に被災した災害時要援護者等の避難所等として、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、

協力を要請することができる。

（1）宇部市内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受

ける大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）宇部市以外の災害救助のため、国又は県知事から、被災者の受入を要請

されたとき

（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特別措置法」という。）の適用を受ける新感染症がまん延、又はまん延するおそれがあるとき。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、この協定に基づき、その業務の範囲

内において可能な限り宿泊施設等の提供に協力する。

（災害時要援護者等の範囲）

第2条 災害時要援護者等は、次のとおりとする。ただし、協力宿泊施設には、介護・看護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護・看護が必要なものについては対象としない。

（1）高齢者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障害者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊産婦

（5）新型インフルエンザ等の感染者のうち入院治療を必要としない者（特

別

措置法の対象となる新感染症が発生した場合に限る。）

(6) (1) から (5) までの者と同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者等

(7) その他甲が特に必要と認める者
(宿泊施設等の提供内容)

第3条 協力宿泊施設が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 宿泊

(2) 食事 (3食)

(3) 入浴

(4) その他甲乙が協議し必要と認めるサービス

2 第1条(3)に規定する要請による場合は、前項の内容はすべて個室対応によるものとする。ただし、個室対応が困難な場合は、パーティション等を活用し、空間を仕切ることで対応することができるものとする。

(要請の方法)

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する協力を要請するときは、別記様式第1号により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、速やかに

乙の組合員へ調査を行い、協力宿泊施設名及び受入可能人員・期間の情報を甲

に文書又は口頭で伝えるものとする。

(受入の方法)

第5条 乙への利用申込は、甲が乙の定める方法により行うものとする。

2 災害時要援護者等の受入れは、災害又は感染症の発生状況等に応じて、甲と乙が連携して行う。

(受入対象期間)

第6条 協力宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能になった日から、協力宿泊施設を避難所等として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲乙協議の上、別途定める日までの期間とする。

(借上げ費用等)

第7条 この協定に基づく協力宿泊施設の借上げ費用（第3条に定めるサービスの提供料金を含む。以下同じ。）の額は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。ただし、第3条に定めるサービス以外のサービスの利用料金は、原則、利用者負担とする。

2 借上げ費用は、甲が負担するものとし、その支払い方法等は、甲と乙の協議による。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、甲による申込後に取消しがあった場合であっても、甲に対して取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(輸送)

第9条 災害時要援護者等の被災地から協力宿泊施設への輸送について、甲は乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、輸送に係る費用が生じた場合は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、本協定に基づくサービスの提供を行ったときは、甲に対し、別記様式第2号により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、第1条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに別記様式第3号により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間その効力を持続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

以上の協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、
各
自1通を保有する。

令和 2 年 6 月 8 日

甲 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市
宇部市長 久保田 后子

乙 宇部市上町一丁目8番6-1号
宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合
組合長 作村 良一

別記様式第1号

災害時等における宿泊施設等の提供要請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 様

宇部市長

令和 年 月 日締結の災害時等における宿泊施設等の提供に係る協
定書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

内 容	期 間	受入を要請する 要援護者の人数	備考

宇部市健康福祉部地域福祉・指導監査課
担 当：
電 話：0836-34-8325
F A X：0836-22-6028
E-mail：chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定連絡責任者報告書

【宇部市】

担 当 課	宇部市健康福祉部地域福祉・指導監査課		
担 当 者			
住 所	宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号		
電話番号（直通）	0 8 3 6 - 3 4 - 8 3 2 5		
F A X 番 号	0 8 3 6 - 2 2 - 6 0 2 8		
E-mail アドレス	chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp		
時 間 外 連 絡 先	第 1 連絡先	職・氏名	携帯番号
	第 2 連絡先	職・氏名	携帯番号
	第 3 連絡先	職・氏名	携帯番号

【宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合】

担 当 係			
担 当 者			
住 所			
電話番号（直通）			
F A X 番 号			
E-mail アドレス			
時 間 外 連 絡 先	第 1 連絡先	職・氏名	携帯番号
	第 2 連絡先	職・氏名	携帯番号
	第 3 連絡先	職・氏名	携帯番号